

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月30日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第9号

静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

静岡県行政組織規則（平成19年静岡県規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第24条 児童福祉法の規定による家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うため、静岡県立吉原林間学園（以下「吉原林間学園」という。）を富士市<u>大淵</u>に置く。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>第24条 児童福祉法の規定による家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童の社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行うため、静岡県立吉原林間学園（以下「吉原林間学園」という。）を富士市<u>厚原</u>に置く。</p> <p>2・3 （略）</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和元年9月1日から施行する。